

基徴発 1 2 2 8 第 1 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局労働保険徴収課長
(公印省略)

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等による社会保険労務士関係の取扱いの変更について

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 2 1 年政令第 3 1 0 号）及び日本年金機構の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成 2 1 年厚生労働省令第 1 6 7 号）が本日公布され、これらは平成 2 2 年 1 月 1 日から施行されることとなった。

これらの政省令により、社会保険労務士法施行令（昭和 4 3 年政令第 3 2 7 号。以下「令」という。）、社会保険労務士法施行規則（昭和 4 3 年厚生省・労働省令第 1 号。以下「規則」という。）及び社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則（平成 6 年厚生省・労働省令第 5 号。以下「聴聞規則」という。）が別添のとおり改正され、その内容は下記のとおりであるので、これらの取扱いについて留意の上、遺漏なきを期されたい。

なお、各都道府県社会保険労務士会に対しては、全国社会保険労務士会連合会より別途連絡されることを申し添える。

記

- 1 改正前は地方社会保険事務局長に委任されていた、社会保険労務士法に関する以下の厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任することとしたこと。
 - ・ 社会保険労務士試験及び紛争解決手続き代理業務試験の申込み等の経由（規則第 5 条、第 6 条及び第 9 条の 5）
 - ・ 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告の受理及び検査（規則第 3 4 条第 1 項第 2 号）
 - ・ 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理（規則第 3 4 条第 1 項第 3 号）
 - ・ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令（規則第 3 4 条第 1 項第 5 号）
 - ・ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査（規則第 3 4 条第 1 項第 6 号）

- 2 日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従事者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務は、社会保険労務士の資格を得る際の実務経験に含まれることとしたこと。
- 3 規則第22条の2に規定する都道府県社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告したときの報告については、その報告先を地方厚生（支）局長としたこと。この場合、都道府県社労士会は、従前と同様事案の内容に応じて所轄する地方厚生（支）局長又は都道府県労働局長のいずれかに報告するものであること。
- 4 法に関する権限が委任されることに伴い、地方厚生（支）局長を聴聞則の対象となる聴聞及び弁明の機会の付与を行う者としたこと。

(参考)

地方厚生(支)局及び担当課と都道府県労働局の対応表

地方厚生(支)局及び担当課	都道府県労働局
北海道厚生局 担当課：年金管理課	北海道労働局
東北厚生局 担当課：年金管理課	青森労働局
	岩手労働局
関東信越厚生局 担当課：年金調整課	宮城労働局
	秋田労働局
	山形労働局
	福島労働局
	茨城労働局
	栃木労働局
	群馬労働局
	埼玉労働局
	千葉労働局
	東京労働局
東海北陸厚生局 担当課：年金調整課	神奈川労働局
	新潟労働局
	山梨労働局
	長野労働局
	富山労働局
	石川労働局
	岐阜労働局
	静岡労働局
	愛知労働局
	三重労働局
近畿厚生局 担当課：年金調整課	福井労働局
	滋賀労働局
	京都労働局
	大阪労働局
	兵庫労働局
	奈良労働局
	和歌山労働局
	鳥取労働局
	島根労働局
	岡山労働局
中国四国厚生局 担当課：年金管理課	広島労働局
	山口労働局
	徳島労働局
	香川労働局
	愛媛労働局
	高知労働局
	福岡労働局
	佐賀労働局
	長崎労働局
	熊本労働局
四国厚生支局 担当課：年金管理課	大分労働局
	宮崎労働局
	鹿児島労働局
	沖縄労働局



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 著作権法施行令の一部を改正する政令(二九九)
- 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三〇〇)
- 商品取引所法施行令の一部を改正する政令(三〇一)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三〇二)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三〇三)
- 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令(三〇四)
- 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(三〇五)
- 厚生年金基金令の一部を改正する政令(三〇六)
- 無尽業法施行令(三〇七)
- 金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定める政令(三〇八)

- 肝炎対策推進協議会令(三〇九)
- 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(三一〇)

〔府 令〕

- 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令(内閣府七七)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(同七八)

〔府令・省令〕

- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務・文部科学四)
- 信託兼営金融機関営業保証金規則の一部を改正する命令(内閣府・法務一)
- 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三)
- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・経済産業一)
- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働一二)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・農林水産一五)

〔省 令〕

- 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(総務二二五)
- 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令(同二二六)
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(同二二七)
- 証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令(財務七三)
- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同七四、七六)
- 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(同七五)
- 財務省組織規則の一部を改正する省令(同七七)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同七八)
- 著作権法施行規則の一部を改正する省令(文部科学三八)
- 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(同三九)

- 私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(同四〇)

〔規 則〕

- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六七)
- 水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同六八)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同六九)
- 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(国土交通七一)

〔告 示〕

- 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則(会計検査院九)
- 日本年金機構の設立に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則(人事院一一五六)
- 人事院規則一六一二(在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例)の一部を改正する人事院規則(同六一二一一)

○企業内容等の開示に関する内閣府令
第一条第十三号の二に規定する指定
格付機関を指定する件(金融庁七二)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

政令第三百九号

肝炎対策推進協議会令

内閣は、肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七号)第二十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(委員の任期)

第一条 肝炎対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

(会長)

第二条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第三条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(議事)

第四条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

御名 御璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

厚生労働大臣 長妻 昭

内閣総理大臣 菅 直人

国務大臣 菅 直人

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

政令第三百十号

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、日本年金機構法(平成十九年法律第九十九号)の施行に伴い、並びに同法附則第四十条第三項及び第七十五条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等(第一条―第五十九条)

第二章 経過措置(第六十条―第六十二条)

附則

第一章 関係政令の整備等(第一条―第五十九条)

第二章 経過措置(第六十条―第六十二条)

附則

第一章 関係政令の整備等(第一条―第五十九条)

第二章 経過措置(第六十条―第六十二条)

附則

第一章 関係政令の整備等(第一条―第五十九条)

第二章 経過措置(第六十条―第六十二条)

附則

第一章 関係政令の整備等

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

第一条 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを削る。

第三条の二第二項中「法第二十六条第一項の」を「厚生年金保険法(以下「法」という。)第二十六条第一項の」に改め、同条第二項中「事業所」を「事業所又は事務所(以下単に「事業所」という。)」に「社会保険庁長官」を「日本年金機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第一条とする。

第三条の二の二を第二条とし、第三条の二の三を第三条とする。

第三条の三第一号中「昭和六十年改正法」を「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)」に改め、同条を第三条の二とする。

第三条の四第一号中「船員保険法」の下に「昭和十四年法律第七十三号」を加え、同条を第三条の三とする。

第三条の四の二を第三条の四とし、第三条の四の三を第三条の四の一とする。

第三条の六の二の見出し中「七十歳以上の使用される者」を「法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者」に改める。

第三条の七第一号中「旧法」を「昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)」に改める。

第三条の十二の三の表第三条の二第一項の項及び第三条の十二の九第一項の表第三条の二第一項の項中「第三条の二第一項」を「第一条第一項」に改める。

第四条第四項中「船舶所有者以外」を「船舶所有者(同号に規定する船舶所有者をいう。以下この項及び第四条の四第一項において同じ。)」以外」に改め、同条の次に次の九条を加える。

(法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情)

第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二 納付義務者が法第百条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分(以下「滞納処分等」という。)の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三 納付義務者が滞納している保険料その他法(第九章を除く。第四条の五において同じ。)の規定による徴収金の額(納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)の規定による特別納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特別納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

(財務大臣への権限の委任)

第四条の三 厚生労働大臣は、法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合には、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百三十八条の規定による告知

(国の利害に係る訴訟) 昭和三十九年政令第二十八号の一部分を次のように改正する。

第十六条 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令(昭和二十七年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「日本電気計器検定所」の下に、「日本年金機構」を加える。

(独立行政法人等登記令の一部改正) 別表日本電気計器検定所の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)	資本金
--------	---------------------	-----

第十八条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二十九号中「政府又は」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号) 附則第四條(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)又は」を削る。

(行政相談委員法第二條第一項第一号の法人を定める政令の一部改正) 行政相談委員法第二條第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

七 日本年金機構

(厚生年金基金令の一部改正) 第二十條 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十五條の三中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の情報の提供の求めの権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

第五十五條の三の次に次の一条を加える。

(日本年金機構への事務の委託)

第五十五條の三の二 厚生労働大臣は、日本年金機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 法第八十五條の三の規定による現価相当額の徴収に係る事務(当該徴収を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による日本年金機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは、「日本年金機構(次項において「機構」という。)」と、「前項各号」とあるのは、「厚生年金基金令第五十五條の三の二第二項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「厚生年金基金令第五十五條の三の二第二項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは、「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

(官公需) についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正

第二十一條 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号中「日本中央競馬会」を「日本年金機構及び日本中央競馬会」に改める。

(住民基本台帳法施行令の一部改正) 第二十二條 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第三号を次のように改める。

三 基礎年金番号(国民年金法第十四條に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。)

第二十三條第二項第四号及び第二十四條の四第五号中「並びに国民年金手帳の記号及び番号」を「及び基礎年金番号」に改める。

第二十八條第一号「及び口中「国民年金手帳の記号及び番号」を「基礎年金番号」に改め、同号八中「国民年金手帳の記号及び番号並びに」を「基礎年金番号及び」に改める。

第三十條中「国民年金手帳」の下に「国民年金法第三十二條の国民年金手帳をいう。」を加える。

(社会保険労務士法施行令の一部改正) 第二十二條 社会保険労務士法施行令(昭和四十二年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條を削る。

(沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正) 第二十四條 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六條の九」を「第五十六條の十一」に改める。

第五十八條の四第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十六條の五第一項中「及び第五十六條の八」を「第五十六條の八及び第五十六條の十一第一項第一号」に改める。

第三章第二節第二款中第五十六條の九の次に次の二條を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委託)

第五十六條の十 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

一 前條の規定により法第百四條第四項に規定する者とみなされた者について適用する第五十六條の四第一項の規定による申出の受理

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 厚生年金保険法第百條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百條の四第三項		第百條の四第四項	
前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構(以下「機構」という。)	若しくは一部	又は一部
若しくは一部	又は一部	若しくは不適当	又は不適当
前項	沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(以下「沖繩特別措置政令」という。)	第一項各号	同条第一項各号
又は前項	又は同条第二項において準用する前項	又は前項	又は同条第二項において準用する前項
するとき(次項に規定する場合を除く。)	するとき		

健保組合」という。の被保険者となつた者に限る。ののうち、法の施行の日前に、改正前国共済法第六十條の二の規定による高額療養費の支給を受けたものに対する第四條の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二條第一項第一号及び第七項第一号イの規定の適用については、同条第一項第一号中「高額療養費（同条第一項から第四項までの規定によるものに限る。）又は日本年金機構法（平成十九年法律第九号）附則第三十三條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十條の二に規定する高額療養費（日本年金機構法附則第三十四條第一項に規定する旧組合の支給に係るもの）であつて、日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）第十一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七十七号）第十一條の三の四第一項から第四項までの規定によるものに限る。」と同条第七項第一号イ中同条第七項の規定によるものに限る。」とあるのは「同条第七項の規定によるものに限る。」又は日本年金機構法附則第三十三條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十條の二に規定する高額療養費（入院療養に限る。）（日本年金機構法附則第三十四條第一項に規定する旧組合の支給に係るもの）であつて、日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第十一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第七項の規定によるものに限る。」とする。

（旧組合の任意継続組合員に関する経過措置）
第六十一條 法附則第三十八條第二項又は第三項に規定する者については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十七條の規定にかかわらず、次に掲げる額のうちいずれか少ない額をもつてその者の同法による標準報酬月額とする。
一 その者の退職時の改正前国共済法による標準報酬の月額（法附則第三十八條第二項に規定する者であつて第十一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第四十九條の二第一号括弧書に規定する財務大臣が定める要件に該当したものである）については、同号括弧書の規定により求めた標準報酬の月額

二 前年（一月から三月までの健康保険法による標準報酬月額については、前々年）の九月三十日におけるその者の属する新設健保組合の管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額（新設健保組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定められた額があるときは、当該規約で定められた額を同法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたとき）の同法による標準報酬月額（平成二十二年一月から平成二十三年三月までの同法による標準報酬月額については、平成二十一年一月一日におけるその者の属する旧組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（改正前国共済法第六十條の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）の改正前国共済法による標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を改正前国共済法第四十二條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、同項の規定により求めた標準報酬の月額）
（健康保険法第六十條第二項及び第三項の規定の適用に関する経過措置）

第六十二條 法附則第四十條第一項に規定する者のうち健康保険法第六十條の規定による傷病手当金の受給権者であつて、当該傷病による障害に對して国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第六十條第二項又は第三項の規定の適用については、その者が引き続き同法第六十條の規定による傷病手当金の支給を受けている間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

（平成十三年統合法附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第七十八條の二の規定の適用に関する読替え）
第六十三條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。以下この条において「平成十三年統合法」という。）附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二條第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）第七十八條の二の規定を適用する場合において、同条中「社会保険庁長官」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。

附則
（施行期日）
第一條 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。
（厚生年金保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第四條の二の規定の適用については、当分の間、同条第三号中「船員保険法の規定による保険料」とあるのは、「船員保険法の規定による保険料若しくは雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年改正法」という。）第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による保険料（平成十九年改正法附則第四十五條の規定により厚生労働大臣が徴収を行うものとされたものに限る。）とする。
（児童手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三條 第三條の規定による改正後の児童手当法施行令第七條の八第二項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料」とあるのは、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料若しくは雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年改正法）（以下この号において「平成十九年改正法」という。）の規定による保険料若しくは雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年改正法」という。）の規定による改正前の船員保険法の規定による保険料（平成十九年改正法附則第四十五條の規定により厚生労働大臣が徴収を行うものとされたものに限る。）とする。
（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四條 第五十條の規定による改正後の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令第三條の規定の適用については、当分の間、同条第二号中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料」とあるのは、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料若しくは雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年改正法」という。）第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による保険料（平成十九年改正法附則第四十五條の規定により厚生労働大臣が徴収を行うものとされたものに限る。）とする。
（内閣総理大臣への再就職の届出に関する経過措置）
第五條 離職時の官職の任命権者が社会保険庁長官であつた者が、内閣総理大臣に対し、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十條の二十四第一項若しくは第二項又は職員退職管理に関する政令第二十九條第二項において準用する同令第二十六條第二項若しくは第三項の規定による届出を行おうとするときは、厚生労働大臣を経由して行わなければならない。
（罰則に関する経過措置）
第六條 第五十二條の規定の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

- | | |
|------------|-------|
| 総務大臣 | 原口 一博 |
| 財務大臣 | 千葉 景子 |
| 文部科学大臣 | 藤井 裕久 |
| 厚生労働大臣 | 川端 達夫 |
| 農林水産大臣 | 長妻 昭 |
| 経済産業大臣 | 赤松 広隆 |
| 環境大臣 | 直嶋 正行 |
| 防衛大臣 | 小沢 鋭仁 |
| 内閣総理大臣臨時代理 | 北澤 俊美 |
| 國務大臣 菅 | 直人 |

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・厚生労働一三)

(省令)

○理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令(厚生労働一五九)

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(同一六〇)

○雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令(同一六一)

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(同一六二)

○社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(同一六三)

○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令(同一六四)

○日本年金機構の業務運営に関する省令(同一六五)

○日本年金機構の財務及び会計に関する省令(同一六六)

○日本年金機構の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(同一六七)

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同一六八)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(同一六九)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七〇)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一七一)

○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(厚生労働五〇九)

○理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準及び美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の一部を改正する告示
(同五一〇)

○厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件(同五一一)

○厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率の一部を改正する件
(同五一二)

○厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件(同五一三)

○社会保険労務士法別表第二二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体を定める件の一部を改正する件(同五一四)

○厚生保険特別会計年金勘定より支出される補助金の交付に関する事務を委任した件を廃止する件
(同五一五)

○国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件(同五一六)

○高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件
(同五一七)

○介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件(同五一八)

○国民年金法等の一部を改正する法律附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件
(同五一九)

○国民年金法施行規則第十八条の二第二項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件(同五二〇)

○厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件(同五二一)

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五号第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件(同五二二)

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件(同五二三)

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六号第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件(同五二四)

(以下次のページへ続く)

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)
 第三条 日本年金機構法(以下「法」という)第四十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(閲覧期間)
 第四条 法第四十一条第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

(利益及び損失の処理)

第五条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、国庫納付準備金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による国庫納付準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(国庫納付準備金の処分)

第六条 機構は、毎事業年度、前条の規定による整理を行った後、厚生労働大臣の承認を受けた金額を超える額の国庫納付準備金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第七条 機構は、前条の規定による納付金(以下「国庫納付金」という)を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、当該国庫納付金が生じた事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日まで、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第八条 国庫納付金は、当該国庫納付金が生じた事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第九条 国庫納付金は、年金特別会計業務勘定に帰属する。

(借入金の認可)

第十条 機構は、法第四十三条第一項の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入金の借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(重要な財産)

第十一条 法第四十五条の厚生労働省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

(重要な財産の処分等の認可)

第十二条 機構は、法第四十五条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

(附則)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(承継時の償却資産に関する経過措置)

第二条 機構の成立の際法附則第十二条第二項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち厚生労働大臣が指定する償却資産については、第二条第一項の指定があったものとみなす。

(厚生労働省令第六十七号)

日本年金機構法(平成十九年法律第九号)及び日本年金機構の設立に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第三十号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、この省令を制定する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣 長妻 昭

目次

第一章 関係省令の整備(第一条―第四十七条)

第二章 経過措置(第四十八条)

附則

第一章 関係省令の整備

第一条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「書類の経由等」を「認可に関する通知等」に、「第九十一条」を「第二百二十七条」に改める。

第一条第一項中「厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第十号。以下「令」という)第二条第二項の規定に該当するときは、その者に関する保険の権限を行うべき地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険事務所長等」という)を「同時に二以上の事業所又は事務所(以下単に「事業所」という)に使用されるに至つたとき(当該二以上の事業所に係る日本年金機構(以下「機構」という)の業務が二以上の年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第九号)第二十九条に規定する年金事務所)に改め、同条第二項中「又は事務所(以下単に「事業所」という)を削り、その選択しようとする社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同項第二号中「国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条」を「国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第十四条」に改める。

第二条第一項中、「同一の社会保険事務所の管轄区域(いずれの社会保険事務所の管轄にも該当しない場合にあつては、地方社会保険事務局の管轄区域(当該地方社会保険事務局の管内の社会保険事務所の管轄区域を除く)第七十九条第二項及び第三項において同じ)内において」を削り、「七き」の下に「(前条第一項に規定する場合を除く)」を加え、「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二条の二中「第一条又は前条の規定による届出をした社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第三条第一項第二号中「及び管轄社会保険事務所長等」を削る。

第四条第一項及び第五条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロに規定する者を除く) 払渡希望金融機

関の名称及び預金通帳の記号番号

ロ 払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十

四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ)の営業所又は郵便貯金銀行を所屬銀行とす

る銀行代理業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十四条に規定する銀行代理

業をいう)を営む郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定

する郵便局をいう。以下「郵便局」という)を希望する者(預金口座へ

の払込みを希望する者を除く) 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

四 旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十八条第二項の規定により十二月に支

払うべき年金をその前月に支払うことを請求する場合においては、その旨

第三条第二項及び第三条の第三項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八条第一項第三号ロ中「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四

条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ)の営業所又は郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代

理業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十四条に規定する銀行代理業をいう)を営

む郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定する郵便局をいう。以

下「郵便貯金銀行の営業所等」という)を「郵便貯金銀行の営業所等」に改める。

第十三条中「未支給福祉年金支給請求書(様式第九号)」に、次の各号に掲げる書類を添えて、こ

れを地方社会保険事務局長に提出しなければならない。を「次の各号に掲げる事項を記載した請求

書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。」に改め、同条各号を次のように

改める。

一 受給権者の氏名及び住所

二 受給権者の死亡の年月日

三 請求者の国民年金証書の記号番号

四 請求者の氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係

五 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロに規定する者を除く) 払渡希望金融機

関の名称及び預金通帳の記号番号

ロ 払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者(預金口座への払込みを希望

する者を除く) 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

六 請求者以外に法第十九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身

分関係

第十三条に次の一項を加える。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 受給権者の死亡の当時における受給権者と請求者との相互の身分関係を明らかにすることが

できる書類

二 受給権者の死亡の当時、受給権者が請求者と生計を同じくしたことを明らかにすることがで

きる書類

様式第一号を次のように改める。

様式第一号 削除

様式第二号及び様式第三号(表面)中「地方社会保険事務局長」を「地方社会保険事務局長」に改める。

様式第四号(二ページ)中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

様式第五号(表面)及び様式第六号中「地方社会保険事務局長」を「日本年金機構」に改める。

様式第七号から第九号までを次のように改める。

様式第七号から第九号まで 削除

三 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第百五十一号)附

則第四条

四 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十九年厚生労働省令第百二十二号)附則

第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第二項

(船員保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十二条 船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十六年厚生省令第四十九号)の一部を

次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(厚生年金基金規則の一部改正)

第十三条 厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号中「国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条を「国

民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条」に改める。

第七十四条第二項の表中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改める。

第七十四条の二第二項中「社会保険庁長官」を「日本年金機構(以下「機構」という)」に改め、

同条第二項から第七項までの規定中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第八十八条中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

(石炭鉱業年金基金法施行規則の一部改正)

第十四条 石炭鉱業年金基金法施行規則(昭和四十二年厚生省令第四十一号)の一部を次のように改

正する。

第三条第二項第三号中「国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条を「国

民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条」に改める。

第二十五条第二項中「社会保険庁」を「日本年金機構」に改める。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第十五条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第一条の十一第二号中「設立された法人」の下に「及び日本年金機構」を加える。

第五条第一項中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長若しくは地方厚生支局長」に、「所轄

の社会保険事務局長」を「所轄の地方厚生局長等」に改める。

第六条第一項、第九条の五第一項及び第二十二條の二「社会保険事務局長」を「地方厚生局長

等」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十四条 法第三十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及

び都道府県労働局長に委任する。

一 法第十八条第一項ただし書に規定する許可

二 法第二十四条第一項に規定する報告徴収及び立入検査

三 法第二十五条の三の二に規定する通知の受理

四 法第二十五条の二十六第一項及び第二十五条の二十七第二項に規定する認可

五 法第二十五条の四十七に規定する総会の決議の取消しの命令及び役員解任の命令(社会保

険労務士会に係るものに限る。)

六 法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徴収、勧告及び検査(社会保険労務士会に係る

ものに限る。)

2 法第三十条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただ

し、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

様式第十号中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長」に改める。

附則第二十一条第一項の表以外の部分中、「第八十七条、第八十七条ノ二」を削り、同項の表第五十條第二項第二号の項下欄及び第五十六條ノ二の項下欄中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第六十條から第六十三條まで、第六十五條第一項、第八十二條ノ五第一項及び第八十二條ノ七第一項の項下欄中「船員保険ノ事務ヲ分掌スル地方社会保険事務局長又ハ社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改め、第六十一條第二項第一号の項下欄、第六十八條ノ二第二項第二号の項下欄及び第六十八條ノ八第二項の項下欄中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第八十七條、第八十七條ノ二、第八十八條及び第九十三條ノ二の項上欄中「第八十七條、第八十七條ノ二、第八十八條及び第九十三條ノ二」を「第八十八條」に改め、同項下欄中「船員保険ノ事務ヲ分掌スル地方社会保険事務局長又ハ社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改め、同項の次に一項を加える。

第三百三十一條 社会保険庁長官又ハ都道府県知事 厚生労働大臣

附則第二十一条第一項の表第八十七條第一項の項から第八十七條ノ二の項までを削る。
附則第二十一条第二項の表中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
附則第二十五条の二を削る。

第二十一条 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)の一部を次のように改正する。
第一条第一号中「国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条」を「法第十四条」に改める。
第五十條中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改める。
第六十一條第二項中「国民年金法施行規則」を「国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)」に改める。

第六十三條第二項の表中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改める。
第二十三条 社会保険労務士法に係る職関等手続規則(平成六年 労働省令第五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長又は地方厚生支局長」に改める。
(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第二十四条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。
第十三條の三第一項第三号中「国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条」を「国民年金法第十四条」に改める。
第十四條第一項中「住所(日本国内に住所がないときは、日本国内における最後の住所)以下(以下)を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険事務所長等」という。))」を「日本年金機構(以下「機構」という。))」に改め、同項第四号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。
第十五條第一項中「申出者の住所を管轄する社会保険事務所長等」を「機構」に改める。
第十五條の二第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。
第十六條第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第三項を削る。
第十七條第一項中「改正前の国民年金法施行規則」を「改正前の国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。
第十八條の八中「社会保険庁」を「機構」に改める。
(国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十五条 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成八年厚生省令第五十八号)の一部を次のように改正する。
附則第五條中「国民年金法施行規則第一条」を「国民年金法第十四条」に改める。

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)
第二十六条 厚生年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成九年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。
附則(附則第八十八條を除く)中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
附則第十七條第一号中「国民年金法施行規則第一条」を「国民年金法第十四条」に改める。
附則第二十六條第一項中(同条第四項において準用する場合を含む。又は第五項(同条第七項において準用する場合を含む。))を「又は第四項」に改め、同項第五号中「又は船員保険法第三十三條の四第一項」を削る。
附則第七十八條を次のように改める。
第七十八條 削除

附則第八十八條第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。
(介護保険法施行規則の一部改正)
第二十七条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二百四十五條第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
第二百五十三條及び第七十七條中「第七十七條第七項」を「第七十七條第六項」に改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による選付の請求手続に関する省令の一部改正)
第二十八條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による選付の請求手続に関する省令(平成十一年厚生省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
第一項中「社会保険庁長官の指定する当該職員」を「厚生労働大臣」に改め、同項第三号中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ハを削る。
第四項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項の次に次の一項を加える。
5 第一項の規定による厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。
(厚生労働省職関手続規則の一部改正)
第二十九條 厚生労働省職関手続規則(平成十二年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公共職業安定所長」を「又は公共職業安定所長」に改め、「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を削る。
(厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)
第三十條 厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「労働省」を「厚生労働省」に改め、「地方社会保険事務局長の所掌事務に關連する事項をその目的とし、かつ、その受益の範囲が一の地方社会保険事務局長の管轄区域内に限られる信託(不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正)」を削る。
第三十一條 不動産登記の嘱託職員を指定する省令(平成十二年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

「雇用均等・児童家庭局長」を「雇用均等・児童家庭局長」に改め、「社会保険庁長官」及び「地方社会保険事務所長」を削る。
(厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正)
第三十二條 厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成十二年厚生省令第八号)の一部を次のように改正する。
第一条の表雇用均等・児童家庭局長の項の次に次のように加える。

年金局長
所掌事務のうち、年金特別会計(児童手当勘定を除く)に属する物品に係るもの(他の部局長の所掌事務を除く)。

所掌事務のうち、年金特別会計(児童手当勘定を除く)に属する物品に係るもの(他の部局長の所掌事務を除く)。

(法第百三条の三第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務)
第二十四条 法第百三条の三第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- 一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成十九年政令第八十六号) 第四十八条第八項又は第二十九条第六項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く)
- 二 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金等に関する政令(平成十四年政令第四十五号) 第二十八条第三項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く)

(法第百三条の三第一項各号に掲げる事務に係る申請等)
第二十五条 法第百三条の三第一項各号に掲げる事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

附則第二号中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第二章 経過措置

第四十八条 老齢厚生年金受給権者(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号) 附則第六十八條第一項及び第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第六十二條の二又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号) 附則第二十六條第三項の規定に該当する者に限る。)については、厚生年金保険法施行規則第三十三條及び第三十四條の三の規定を適用する場合においては、同令第三十三條第一項第五号中「第二項」とあるのは「第二項又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)による改正前の船員保険法(第三項において平成二十二年改正前船員保険法という。第三十三條の四第一項」と、同令第三十三條第五号中「高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金」とあるのは「高年齢雇用継続基本給付金若しくは高年齢再就職給付金又は平成二十二年改正前船員保険法に規定する高年齢雇用継続基本給付金若しくは高年齢再就職給付金」とする。

2 退職共済年金の受給権者(雇用保険法等の一部を改正する法律附則第七十二條第一項及び第二項の規定に該当する者に限る。)については、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成十九年厚生省令第三十一号) 附則第二十六條の規定を適用する場合においては、同令第五号中「第二項」とあるのは「第二項又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)による改正前の船員保険法第二十三條の四第一項」とする。

附則
施行期日
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則第百七十七條、国民年金法施行規則第百二十二條、健康保険法施行規則第百五十八條の二、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第三十八條及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九條の二十四の送付書については、当分の間、日本年金機構法附則第十二條第一項の規定により機構が承継を受けて保有する出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第一号書式の現金払込書を取り継ぎ使用することができる。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百六十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣 長妻 昭

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
船員保険法施行規則の一部改正
第一条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

第一章 全国健康保険協会(第一条―第三条)

第二章 被保険者

第一節 船舶所有者による届出等(第四条―第二十三條)

第二節 被保険者による届出等(第二十四條―第三十三條)

第三節 被保険者証等(第三十四條―第四十一條)

第三章 保険給付

第一節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付

第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給(第四十二條―第六十八條)

第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給(第六十九條―第七十二條)

第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給(第七十三條―第七十九條)

第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給(第八十條―第八十五條)

第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給(第八十六條―第九十條)

第二節 職務上の事由による通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付

第一款 休業手当金の支給(第九十條―第九十三條)

第二款 障害年金及び障害手当金の支給(第九十四條―第九十五條)

第三款 行方不明手当金の支給(第九十六條)

第四款 遺族年金の支給(第九十七條―第九十九條)

第五款 前払一時金の支給(第一百〇〇條―第一百〇二條)

第三節 雑則(第一百〇三條―第一百五十八條)

第四章 保健事業及び福祉事業(第一百五十九條)

第五章 費用の負担(第一百六十條―第一百七十一條)

第六章 船員保険事務組合(第一百七十二條―第一百七十八條)

第七章 承認法人等の給付の事業(第一百七十九條―第一百八十六條)

第八章 雑則(第一百八十七條―第二百二十三條)

附則

第一章ノ二の章名、同章第一節から第四節までの節名、第二章の章名、同章第一節から第十節までの節名及び第三章及び第三章ノ二の章名を削る。

第二章及び第三章を次のように改める。

(協会に対する情報の提供)

第二条 法第二十八條の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第四條、第五條第一項、第十六條第一項及び第二十二條第一項に規定する船舶所有者に関する届出に関する事項

二 第六條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項並びに第二十六條第一項及び第二項に規定する被保険者証の訂正に関する事項

三 第八條第一項、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條第一項に規定する被保険者の報酬月額に係る届出又は申請に関する事項

四 法第七十條第二項から第四項までの規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要な年金給付等の支給状況に関する事項

五 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣が保有する情報であつて、協会の業務の実施に必要なものに関する事項